

公益法人制度改革への対応・寄附税制

国の制度改革によって、現行の「社団法人」「財団法人」が公益社団法人

・公益財団法人または一般社団法人・一般財団法人に移行することが決まりました。

公益法人の税制の内容は次の通りです。

公益法人の種類		法人課税	寄付金税制
公益社団法人 公益財団法人		収益事業のみ課税 収益事業から公益事業 への内部寄付金を認める (所得金額の50%または実額)	法人税における寄付金 の特別枠の対象 譲渡所得の非課税の特例の対象 相続財産の贈与の非課税の対象
一般社団法人	非営利	収益事業のみ課税	譲渡所得の非課税の特例の対象
一般財団法人	その他	普通法人課税	対象外

新公益法人税制に伴う寄附金の改正

法人が寄附をする場合に、相手先が特定公益増進法人であれば、寄附者である法人の寄附金の損金算入限度額は2倍となります。従って寄附の相手先が特定公益増進法人か否かは、寄附をする法人にとっては重要な事項です。そこで、常に相手先が特定公益増進法人か否かをチェックすることとなります。

これまでの社団法人・財団法人と特定公益増進法人

この特定公益増進法人となるために、公益法人の場合は、特定公益増進法人の認可申請が必要でした。公益性の高さを認められて、公益法人を設立したにも関わらず、特定公益増進法人の認可申請も必要であり、いわば二重に公益性をチェックされていた訳です。

また、特定公益増進法人の資格は2年更新の資格ですので、申請する側には大きな負担となります。その申請の煩雑さから、現在の公益法人約26,000中、特定公益増進法人の認可を受けたものは、約900法人と、3.5%程度に止まっています。

これからの社団法人・財団法人と特定公益増進法人

新公益法人制度が、平成20年12月1日から施行されます。

それにより、社団法人・財団法人の設立は、今後株式会社と同じように登記のみで簡単に設立できることとなります。(設立した財団の名称:「一般社団法人・一般財団法人」)

ただし、公益性の高さは登記だけでは認定できないため、設立後に公益認定等委員会(国の設置機関)又は合議制の機関(都道府県の設置機関)へ申請の上、「認定」を受けることとなります。(認定を受けた財団の名称:「公益社団法人・公益財団法人」)

税務上の取り扱いも、公益性の高さを認められた公益財団法人・公益社団法人であれば、特定公益増進法人に自動的に該当することとなり、二重チェックはなくなった格好です。自動的に該当するため、2年毎の更新も不要となります。

□寄附金収入が主な収入源となる公益社団法人・公益財団法人にとっては寄附を受けやすくなります。